

設備投資を 決断する チャンスです！

産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制

特別償却50% または 税額控除4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

対象設備

最新設備を導入する場合

単品設備 **簡素な手続(事業者の申請不要)**

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、
ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。

利益改善のための設備を導入する場合

複数設備可 **投資計画の申請が必要**

機械装置、工具、器具備品、建物、
建物附属設備、構築物、ソフトウェア

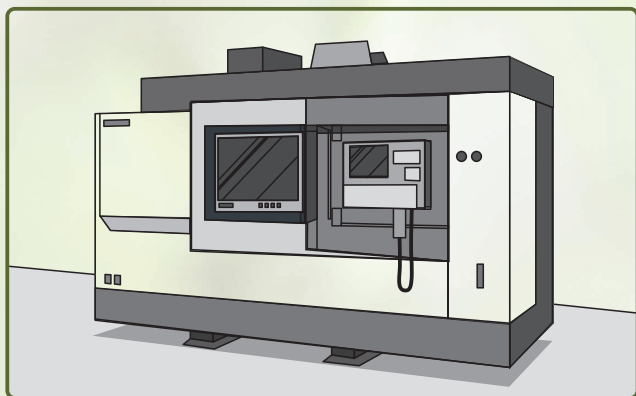
利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

最新設備の要件〔A類型〕

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / ソフトウェア
※機械装置以外は一部の設備のみ。

簡単な手続で、税制優遇が受けられます。



〔必要手続〕

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

〔要件〕

- ☐ 最新モデルであること
- ☐ 生産性が年平均1%以上向上していること
注：生産性＝「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等

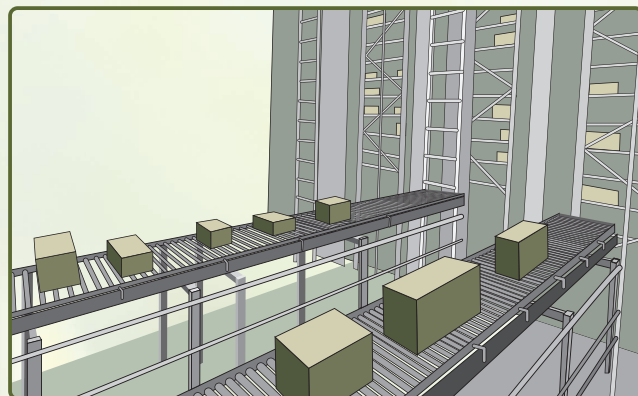
☐ 一定の価額以上であること

- ☐ 機械装置：160万円
- ☐ 工具及び器具備品：120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- ☐ 建物：120万円
- ☐ 建物附属設備：120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ☐ ソフトウェア：70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

利益改善のための設備の要件 〔B類型〕

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / 構築物 / ソフトウェア

利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。



〔必要手続〕

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

〔要件〕

- ☐ 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること

$$\text{投資利益率} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

☐ 一定の価額以上であること

- ☐ 機械装置：160万円
- ☐ 工具及び器具備品：120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- ☐ 建物及び構築物：120万円
- ☐ 建物附属設備：120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ☐ ソフトウェア：70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

お問い合わせ先

制度概要及び〔A類型〕について 生産性税制電話相談窓口

TEL:03-3501-1565 (平日 9:00-12:00,13:00-17:30)

〔B類型〕について

北海道経済産業局	地域経済課	TEL:011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	TEL:022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	TEL:048-600-0254
中部経済産業局	地域振興課	TEL:052-951-2716
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	TEL:076-432-5518

近畿経済産業局	地域経済課	TEL:06-6966-6065
中国経済産業局	地域経済課	TEL:082-224-5684
四国経済産業局	地域経済課	TEL:087-811-8513
九州経済産業局	企業支援課	TEL:092-482-5435
沖縄総合事務局	地域経済課	TEL:098-866-1730